

令和4年度第1回 船橋市介護保険事業運営協議会（書面会議）会議録

1. 開催日時（審議期間）

令和4年8月22日（月）から令和4年9月26日（月）まで
（議題資料公開日から書面開催の結果報告まで）

2. 開催場所

書面開催

3. 出席者

（委員） 寺田俊昌委員（会長）、藤本千恵子委員（副会長）、藤野達也委員、齋藤吉宏委員、赤岩けさ子委員、杉山宏之委員、吉田幸一郎委員、田辺美智子委員、若生美知子委員、野々下次郎委員、高橋強委員、畔上加代子委員、乾麻由美委員、佐藤博巳委員、宮津隆久委員、古山聡子委員、根本明子委員、長島孝委員

（事務局） ー

（その他） ー

4. 欠席者

ー

5. 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由 全て公開

6. 傍聴者

ー

7. 議題および決定事項

第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の実績及び評価について
・・・報告事項であり決定事項なし

8. 議事（質問及び回答）

（1）齋藤 吉宏委員

【ご質問・ご意見等】

成年後見制度普及事業について、新型コロナウイルスの影響の下で開催を限定、人数を絞って事業を開催。確たる取り組みとします。計画通りの開催を祈ります。

【事務局 回答】（事務局）

ご意見いただき、ありがとうございます。

今後も新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、事業実施に努めて参ります。

(2) 野々下 次郎委員

【ご質問・ご意見等】

問1. 資料3の船橋市の現状分析のうち、認定率（調整済み認定率）及び受給者1人あたり給付月額（在宅サービス）が全国や千葉県、柏市と比べて高い要因はどのように分析しているのでしょうか。

問2. 介護保険事業計画の実施状況については資料2に記載がありますが、総給付費の内訳が居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスの3つに区分されているだけで、訪問介護やデイサービス、特別養護老人ホームなどの個別サービスの記載がありません。保険給付費は介護保険事業費の大きな部分を占めており、介護保険事業計画でも個別サービスごとの給付費が記載されていることから、今後は、サービス全体の進捗を把握するためにも、個別サービスごとの実績を示していただけたらと思います。

【事務局 回答】（介護保険課）

ご意見いただき、ありがとうございます。それぞれにお答えいたします。

答1. 認定率（調整済み認定率）において、中でも要介護3以上を示す重度認定率が他に比較して高い傾向にあります。また、在宅サービスの利用において、中でも訪問介護サービスの受給率が他と比較して高い傾向にあります。要因については、様々な要因が考えられ一概に申し上げることは難しいですが、令和5年度に策定する次期介護保険事業計画において、要介護認定率の上昇に伴う介護給付費増加の抑制に向けて事業を実施していくよう今後も分析を続けてまいります。

答2. かしこまりました。令和3年度における各サービス別の計画値及び実績値を掲載いたします。※次ページに表を掲載

○介護保険事業計画の実施状況（令和3年度における各サービス別決算額）

	計画値（千円）	実績値（千円）	対計画比
居宅サービス	21,642,178	22,337,698	103.2%
訪問介護	4,934,297	5,120,641	103.8%
訪問入浴介護	321,500	318,306	99.0%
訪問看護	1,245,504	1,372,839	110.2%
訪問リハ	339,556	358,410	105.6%
通所介護	4,021,420	4,179,322	103.9%
通所リハ	866,813	959,563	110.7%
福祉用具貸与	1,378,726	1,469,717	106.6%
短期入所生活介護	1,879,341	1,685,761	89.7%
短期入所療養介護	285,685	251,763	88.1%
居宅療養管理指導	796,329	867,690	109.0%
特定施設入居者生活介護	2,324,628	2,430,048	104.5%
居宅介護サービス計画等給付費	2,349,549	2,473,629	105.3%
福祉用具購入	60,969	58,460	95.9%
住宅改修	119,542	134,051	112.1%
介護予防訪問介護	-	0	-
介護予防訪問入浴介護	604	9	1.5%
介護予防訪問看護	95,993	68,887	71.8%
介護予防訪問リハ	23,201	28,714	123.8%
介護予防通所介護	-	0	-
介護予防通所リハ	149,807	138,385	92.4%
介護予防福祉用具貸与	105,770	97,750	92.4%
介護予防短期入所生活介護	5,895	2,774	47.1%
介護予防短期入所療養介護	1,552	323	20.8%
介護予防居宅療養管理指導	37,219	36,292	97.5%
介護予防特定施設入居者生活介護	99,733	103,226	103.5%
介護予防サービス計画等給付費	120,209	111,788	93.0%
介護予防福祉用具購入	9,637	10,136	105.2%
介護予防住宅改修	68,699	59,216	86.2%
地域密着型サービス	6,152,530	5,843,135	95.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	288,189	306,320	106.3%
夜間対応型訪問介護	0	0	-
認知症対応型通所介護	97,220	68,981	71.0%
小規模多機能型居宅介護	601,596	570,695	94.9%
認知症対応型共同生活介護	2,571,768	2,539,143	98.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護	234,063	211,172	90.2%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	279,322	268,269	96.0%
看護小規模多機能型居宅介護	102,077	91,519	89.7%
地域密着型通所介護	1,965,262	1,782,143	90.7%
認知症対応型通所介護	0	1,713	-
小規模多機能型居宅介護	10,314	3,179	30.8%
認知症対応型共同生活介護	2,719	0	0.0%
施設サービス	11,586,668	11,722,149	101.2%
介護老人福祉施設	6,640,459	6,860,094	103.3%
介護老人保健施設	4,468,157	4,419,128	98.9%
介護療養型医療施設	43,494	14,578	33.5%
介護医療院	434,558	428,349	98.6%
合計	39,381,376	39,902,982	101.3%

(3) 宮津 隆久委員

【ご質問・ご意見等】

①「住宅の質の向上」、「居住の支援の充実」について

バリアフリー化等支援事業、居住支援サービスの向上事業は、工事施工業者や不動産仲介業者などへの制度の周知はされているのでしょうか？

船橋商工会議所の会報誌（ハンドシェイク）での周知のご協力は可能かと思っておりますので、必要であれば商工振興課を通じてお声がけください。

②「生活支援サービスの提供」について

移動販売支援事業は、たいへん良い事業だと思います。

行政が民間の協力を得て 3 者がウインウインの関係で、継続されることを期待しています。

③「高齢者虐待防止の体制」について

担当者会議ですが、虐待防止は待ったなしですから、コロナ禍でもリモート会議を行うなど、情報の共有は必要ではないのでしょうか？

【事務局 回答】（住宅政策課、商工振興課、地域包括ケア推進課）

①「住宅の質の向上」、「居住の支援の充実」について

お申し出頂きありがとうございます。

住宅バリアフリー化等支援事業につきましては、市民向けに福祉ガイド等で周知を行っているだけでなく、業者向けの周知として、多くの施工業者が登録・加盟している「一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会」の「地方公共団体における住宅リフォームに係わる支援制度検索サイト」においても掲載しております。また、単年度事業であることから、毎年事業内容を見直しながらか進めており、昨年度の助成件数 83 件に対し、今年度の申請件数は既に 80 件近くと、着実に増加しているところです。

なお、住まいるサポート船橋の相談者数についても、令和 2、3 年度については新型コロナウイルス感染症の影響により低迷していたものの、今年度は昨年度よりも多くの相談者が窓口に来ていると居住支援協議会事務局に伺っております。

②「生活支援サービスの提供」について

令和 3 年度移動販売の実績は計画目標値を大きく上回る結果となりましたが、引き続き実施事業者と連携し、利用者のニーズに合った支援を実施します。

③「高齢者虐待防止の体制」について

船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議は、高齢者虐待の予防、早期発見・早期対応、再発の防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保することを目的として設置されたものです。

この担当者会議の会議内容といたしましては、高齢者虐待の事例をもとに、対応の検証や課題の再認識などを行う場として活用しております。

ご指摘のとおり高齢者虐待は待ったなしの状況であることは間違いのない中、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止にしていた時期もありましたが、令和4年度については、基本的には開催する方向で調整しております。

また、高齢者虐待防止研修会の開催を予定しており、今後とも高齢者虐待の情報共有を行ってまいります。

(4) 古山 聡子委員

【ご質問・ご意見等】

“船橋市の現状分析”の“サービス受給率について”で、「船橋市は、在宅での介護保険サービスを利用する者がやや多い傾向にあることが伺える」と、ありました。

コロナウイルス感染者数が増加する中、要介護の家族が在宅での介護保険サービスを利用するにあたり、不安に思い、今後、改善できたらと感じたことを述べさせていただきます。

コロナウイルス感染の影響を受けている今、要介護者が発熱した場合、証明書までは必要ないのですが、「コロナ陰性」の検査結果がないと、訪問介護や訪問リハビリを受けられません。要介護者である家族が発熱したときは、急なことで、検査キットの入手方法がわからず慌てました。インターネットで調べた結果、私の家族は条件に合致しているので、千葉県や船橋市で期間限定ではありますが、無料で検査キットを送付してくれる仕組みがありました。ただ、千葉県も船橋市も、65歳以下という条件が付いていますので、要介護者の多くが該当しないかと思われまます。

要介護者にとって、訪問介護や訪問リハビリの中止は、日常生活に支障をきたします。どんなときも安心して暮らせるように手配していただければ、ありがたいと思います。例えば、介護計画の中心者となるケアマネジャーを通じて検査キットを受け取れるといった仕組みがあれば、心丈夫です。

要介護者が安心して暮らせるような仕組み作りをお願いします。

【事務局 回答】（介護保険課）

ご意見いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の状況下における、要介護認定者への訪問介護等、訪問系サービスの提供についてですが、令和3年2月5日付厚生労働省発「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」に示されているとおり、訪問系の介護サービスについては自宅療養となった高齢者についても、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターが保健所と相談し、その必要性を再度検討のうえ、生活に必要なサービスを確保することとされております。

また、令和3年2月8日付厚生労働省発「新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について」において示されているとおり、感染が拡大している地域の家族等との接触があった在宅の要介護者への介護サービス

について、事業所が新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由にはあたりませんので、担当ケアマネジャーと利用サービスの必要性を検討のうえ、必要なサービスが提供されることとなります。

よって、新型コロナウイルス感染症の陰性結果の有無に関わらず、必要性に応じて訪問介護等のサービスを受けることは可能となっておりますので、状況に応じて居宅介護支援事業所や地域包括支援センターへご相談いただくようお願いいたします。

(5) 長島 孝委員

【ご質問・ご意見等】

今回の計画に関する実績及び評価を読んでみて感じたことは、全ての事業においてコロナにより活動が制限されているということであり、◎○が 47.3%と 5 割を切ってしまったことにある意味納得でした。

これはコロナ禍ではやむを得ないことであるとは考えますが、そのコロナ禍において私なりに感じたことを意見として記載させていただきます。

「地域での支え合い体制の確立」では、ミニデイサービス事業など中々実施出来ない中で工作キット等を送り、繋がりを絶やしていないことは素晴らしいことと評価しますが、さらに一歩踏み込んで電話による安否確認なども実施して頂ければ、こんな時だからこそ一人暮らしのお年寄りの安心に繋がるのではないかと思います。

また、「介護サービスの質の確保」では、介護職員がコロナに感染して施設入所者への適切な介護が出来ない状況が全国的にも起こっています。中々一自治体としての限界はあるでしょうが、今年後半に厚労省で行われる「介護保険制度の見直し」においても人材の確保と人材の育成さらに職員への報酬アップ、私達市民に身近な問題としての介護保険料、利用者負担の問題などなど総合的観点から国に対しても市民の声が伝わるようにして頂ければと思います。

最後に一日も早いコロナの収束を願いながら福祉・医療事業に関わる全ての人に感謝するとともに今だからこそ行うべき福祉事業とは何かを微力ながら考えて行きたいと思います。

【事務局 回答】（地域福祉課、介護保険課）

ご意見いただき、ありがとうございます。

工作キット等の送付の取り組みにつきましては、令和2年度より実施しており、工作キット等を受け取られた事業参加者より、電話にて感謝のお言葉や、外ですれ違った際に作ってみたいの感想等が聞かれ、とても喜ばれております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、通常の事業開催ができない中ではありますが、引き続き取り組みを継続していきます。

ご提案いただきました電話による安否確認につきましては、事業実施主体であります市社会福祉協議会と実施に向けて話し合いを行っていきたくと思います。

また、国に対しても市民の声が伝わるようにというご意見についてですが、市では国や県に対し、定期的に要望を行う機会があるため、現在、委員にもご記載いただきました介護人材に関すること等の要望を行っております。今後も、当協議会で頂きましたご意見を参考と

させていただき、国や県に対し要望を継続してまいります。

9. その他

次回は令和4年10月下旬に開催予定。開催形式等詳細が決まり次第周知する。

10. 問い合わせ先

健康福祉局 健康・高齢部 介護保険課 総務係

TEL 047-436-3306